第十六条第二号中「港則法」の下に「（昭和二十三年法律第百七十四号）」を加え、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「国際通信書信号篇」を「国際信号書」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条中「、第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

第二十二条の表関門区の項中「（昭和二十三年法律第百七十四号）」を削る。

第二十六条中「第九条第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、「、試験を行う場所が東京都にある場合を除き」を削る。

別表第一聴力の項中「、三十センチメートル以上の距離で明らかに秒時計の秒時音を聞き取ることができること又は」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に水先修業生である者及び登録水先人養成施設の課程を修了している者に係る水先人試験については、この省令による改正後の水先法施行規則第十二条第一項及び第十六条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告　示

○金融庁告示第六十二号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第二項の規定に基づき、信用格付業者の関係法人を次のように指定し、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十五年十二月二十日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条　ムーディーズ・ジャパン株式会社の特定関係法人（ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第二号）の特定関係法人をいう。以下同じ。）は次に掲げる者とし、同項の有効期間（以下単に「有効期間」という。）は平成二十六年十二月三十一日までとする。

一　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
　主たる事務所の所在地　アメリカ合衆国　ニューヨーク州　ニューヨーク市　グリニッチ・ストリート　二百五十
二　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・ミドル・イースト・リミテッド
　主たる事務所の所在地　アラブ首長国連邦　ドバイ市　ドバイ国際金融センター　ゲート地区ビルディング三
三　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・ラテン・アメリカ・カリフィカドーラ・デ・リエスゴ・エス・エー
　主たる事務所の所在地　アルゼンチン　ブエノスアイレス市　バッティ街　二百四十
四　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・イタリア・エス・アール・エル
　主たる事務所の所在地　イタリア　ミラノ州　ローマ市　コルソ・ディ・ポルタ　六十八
五　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド
　主たる事務所の所在地　英国　ロンドン市　カナリー・ウォーフ　ワン・カナダ・スクエアー
六　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・ピーティーワイ・リミテッド
　主たる事務所の所在地　オーストラリア　ニューサウスウェールズ州　シドニー市　オコネル街　一
七　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・カナダ・インク
　主たる事務所の所在地　カナダ　オンタリオ州　トロント市　ヨーク街　七十
八　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・キプロス・リミテッド
　主たる事務所の所在地　キプロス　レメソス州　第二十八オクトーバー通り　三百十九
九　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド
　主たる事務所の所在地　シンガポール　ラッフルズ・プレイス　五十
十　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・エスパーニャ・エス・エー
　主たる事務所の所在地　スペイン　マドリード市　カリ・プリンシピ・デ・バルガラ　百三十一
十一　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・ホンコン・リミテッド
　主たる事務所の所在地　中華人民共和国　香港特別行政区　クイーンズウェイ　八十八
十二　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・ドイチュラント・ゲーエムベーハー
　主たる事務所の所在地　ドイツ　フランクフルト・アム・マイン市　ヴェレ　五
十三　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・アメリカ・ラティーナ・リミテッダ
　主たる事務所の所在地　ブラジル　サンパウロ州　サンパウロ市　ナソエンス・ウニダス通り
十四　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・フランス・エス・エー・エス
　主たる事務所の所在地　フランス　パリ市　オスマン・ブールバード　九十六
十五　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・南アフリカ（ピーティーワイ）リミテッド
　主たる事務所の所在地　南アフリカ共和国　ヨハネスブルグ市　サントン・モード街　二千百九十六
十六　商　号　又　は　名　称　ムーディーズ・デ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ・インスティチューション・カリフィカドーラ・デ・バロアス
　主たる事務所の所在地　メキシコ　メキシコ連邦区　メキシコ市　ロマス・デ・チャパルタペク　ペイゼオ・デラス・パルマス通り

第二条　スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第五号）の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十六年十二月三十一日までとする。

一　商　号　又　は　名　称　スタンダード&プアーズ・フィナンシャル・サービシズ・エル・エル・シー
　主たる事務所の所在地　アメリカ合衆国　ニューヨーク市　ウォーター・ストリート　五十五
二　商　号　又　は　名　称　スタンダード&プアーズ・インターナショナル・エル・エル・シー
　主たる事務所の所在地　アルゼンチン　ブエノスアイレス　レアンドロ・ン・アレム通り　八百五十五
三　商　号　又　は　名　称　スタンダード&プアーズ・マーロット・リミテッド
　主たる事務所の所在地　イスラエル　テルアビブ　ラマット・ガン　アバ・ヒレル・シルバー・ストリート　十二
四　商　号　又　は　名　称　スタンダード&プアーズ・クレジット・マーケット・サービシズ・イタリア・エス・アール・エル
　主たる事務所の所在地　イタリア　ミラノ市　ヴィコロ・サン・ジョバンニ・スル・ムーロ　一
五　商　号　又　は　名　称　スタンダード&プアーズ・クレジット・マーケット・サービシズ・ヨーロッパ・リミテッド
　主たる事務所の所在地　英国　ロンドン市　カナリー・ウォーフ　カナダ・スクエアー　二十
　アラブ首長国連邦　ドバイ市　ドバイ・インターナショナル・ファイナンシャル・センター　カレンシー・ハウス
　ドイツ　フランクフルト・アム・マイン市　ノイエ・マインツァー通り　五十二
　ロシア　モスクワ市　ヴォズドヴィジェンカ・ストリート　四―七
　スペイン　マドリード市　マルケス・デ・ビリャメホル通り　五
　南アフリカ共和国　ヨハネスブルグ市　メルローズ・アーチ　メルローズ街一
　スウェーデン　ストックホルム市　マスター・サムエルスゴタン　六